

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します「保険証は1人に1枚交付されます」

《7月31日まで・うすい緑色》

被保険者番号	○○○○○○○○○○
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	○割
有効期限	平成31年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 被保険者番号 ○○○○○○ 住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 氏名 広域 太郎 性別 男 生年月日 昭和○○年○○月○○日 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日 発効期日 平成○○年○○月○○日 交付年月日 平成 30年 8月 1日 一部負担金の割合 ○割 保険者番号 ○○○○○○○○○○ 保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>	

《8月1日から・うすい紫色》

被保険者番号	○○○○○○○○○○
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	○割
有効期限	令和2年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 被保険者番号 ○○○○○○ 住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 氏名 広域 太郎 性別 男 生年月日 昭和○○年○○月○○日 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日 発効期日 令和○○年○○月○○日 交付年月日 令和 元年 8月 1日 一部負担金の割合 ○割 保険者番号 ○○○○○○○○○○ 保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>	

後期高齢者医療の保険証は神戸町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和元年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証はうすい紫色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。

平成31年度(令和元年度)の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成31年度の保険料は平成30年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

平成31年度の保険料は以下のア、イの合計額になります。

ア:均等割額(被保険者一人あたり41,214円)

イ:所得割額(※被保険者の所得×所得割率7.75%)

※総所得金額等-33万円(基礎控除額)

保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収とならない方は、神戸町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れないよう、便利な口座振替をおおすすめします。

保険料の納付方法を特別徴収 (年金から納付)から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いに切り替えることができる場合があります。お手続き方法などにつきましては住民保険課にお問い合わせください。

保険料の納付が難しいとき

住民保険課では保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

保険料軽減措置の見直しについて

保険料の軽減措置につきましては、特例措置が行われてきましたが、平成30年度から段階的に本則への見直しが行われています。平成31年度(令和元年度)は次のとおり改正されますが、安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いします。

①保険料「均等割額」の軽減 改正

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合					
	本来の軽減	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度		
平成30年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割		
平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし。 (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません。		改8割	7割			
33万円+改28万円×(被保険者数)以下	5割	5割				
33万円+改51万円×(被保険者数)以下	2割	2割				

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、8割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 改正

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます)※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

平成31年度
(令和元年度)

国民健康保険税率の改定のお知らせ

7月は、国民健康保険税普通徴収の本算定です。7月中旬に納税通知書をお送りしますので、内容をご確認ください。

また、神戸町の国民健康保険税は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。国民健康保険税を納める義務は世帯主にありますので、世帯主が国民健康保険に加入していない場合、納税通知は世帯主宛に送られます。

【平成31年度(令和元年度)の国民健康保険税計算方法】

$$\text{国民健康保険税} = \text{医療給付費分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護納付金分}$$

医療給付費分 (限度額61万円)	=	所得割 基準総所得金額など × 6.90%	+	均等割 38,800円 × 加入者数
後期高齢者支援金分 (限度額19万円)	=	所得割 基準総所得金額など × 2.40%	+	均等割 12,900円 × 加入者数
介護納付金分 (限度額16万円) 40歳～64歳	=	所得割 基準総所得金額など × 2.10%	+	均等割 15,800円 × 加入者数

住民保険課 ☎ 27-0174

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和元年度の免除などの受付は7月1日から開始され、令和元年7月から令和2年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

住民保険課 ☎ 27-0174
大垣年金事務所 ☎ 78-5166

ぎふ・さわやか口腔健診(集団健診)のお知らせ

後期高齢者医療広域連合では、毎年、後期高齢者医療保険加入の75歳以上(6月末現在)の方を対象に「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。

「ぎふ・さわやか口腔健診」では、歯科医療機関で受診できる「個別受診」のほか、今年度、新たに集団健診を実施します。集団健診にて受診を希望される場合は、役場住民保険課へ予約し、ぜひ受診ください。

【ぎふ・さわやか口腔 集団健診】…役場住民保険課保険年金係へ予約

健診日時 7月19日(金) 10:30～12:00

8月22日(木) //

9月 4日(水) //

受診場所 中央公民館 1階学習室

受診定員 各月30人(※先着順:来庁または電話にて予約してください。)

持ち物 後期高齢者医療被保険者証、自己負担金(300円)

※健診票は、集団健診当日に会場で配布します。

検査項目 問診、歯の状態、そしゃく能力、舌機能、嚥下(飲み下す)機能

※健診当日は、事前に「歯みがき」などをして、お越しください。

※集団健診では、安八郡歯科医師会による舌癌の目視検査が特別に実施されます。



住民保険課 ☎ 27-0174